【交付書面】
証券コード　９５５３
【発信日】2026年12月2日
【電子提供措置の開始日】2026年11月27日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町２０番１号
株式会社マイクロアド
代表取締役社長執行役員 渡辺健太郎

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト　https://www.microad.co.jp/ir/

（上記当社ウェブサイトにアクセスいただき、ページ下部の「株式について」のうち「株主総会」を選択し、ご確認ください。）

**　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。**

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」にマイクロアド又は「コード」に当社証券コード「9553」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、その方法につきましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年12月17日（木曜日）午後６時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
2．場　　所　東京都渋谷区道玄坂1-12-2
渋谷エクセルホテル東急（渋谷マークシティ内）　６階　プラネッツルーム
3．目的事項
報告事項　１．第20期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

4．賛否の表示がない等の場合の議決権の取り扱いについての決定事項
（1）書面（郵送）による議決権行使において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）同一の株主が書面（郵送）及びインターネットによる双方の議決権行使をした場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットの方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（3）インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

・　当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・　書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。
①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
上記①、②及び③は、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
・　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の電子提供措置事項をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。
・　本株主総会の決議通知につきましても、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
・　本株主総会におけるお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時
（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権
を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

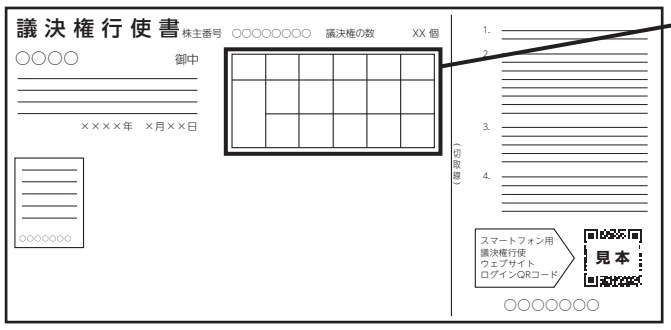

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

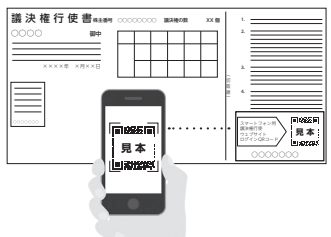

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

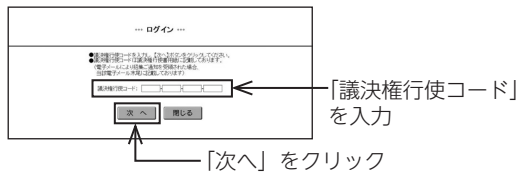

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

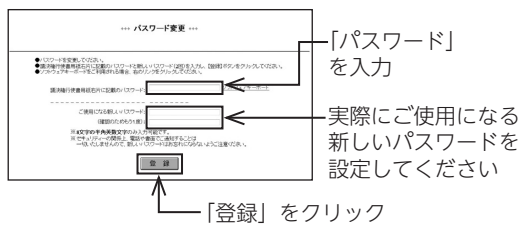

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

事　業　報　告

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループの事業はデータプラットフォーム事業の単一セグメントでありますが、セグメントを構成する主要なサービスとして、①データプロダクトサービス、②コンサルティングサービスの２つのサービスによって事業展開しております。当連結会計年度における、それぞれのサービスの経営状況は下記のとおりです。なお、当連結会計年度より従来までコンサルティングサービスに属していた一部の事業を、データプロダクトサービスに組み替えた為、前年の実績はサービス組み換え後の遡及修正した実績としております。

【データプロダクトサービス】

データプロダクトサービスは「UNIVERSE」を中心とした、企業のマーケティング活動を支援するデータプラットフォームです。様々な業界・業種に特化した多様なデータを保有し、それらを有機的に統合分析することで、消費者の購買プロセスの可視化と予測、そのデータを活用した広告配信から顧客属性等の分析レポート作成まで幅広く企業のマーケティング活動を支援しております。「UNIVERSE」の拡大にあたっては、新たなデータパートナーとの提携による業種別プロダクトの性能強化によって、より顧客のニーズや規模に合致したサービス提供を行っております。また営業体制としては顧客の属性毎に最適化した営業組織を編成し、顧客ニーズを的確にとらえた製品開発やサービス提供体制を整えております。これらの施策に加え、継続的に新卒採用による営業人員の強化や、地方をはじめとする営業拠点の拡大を行い、主要KPIである稼働アカウント数の順調な拡大を実現しております。さらに、生成AI等を活用した業務効率化や業務削減を実施することで営業効率を高め、様々な原価削減施策を実施したことで利益率が向上し、売上高・売上総利益ともに前期比で増加いたしました。

また、前連結会計年度より、自社開発の広告プラットフォームによるUNIVERSEのデータ活用に加えて、他社の大手SNSや大手動画プラットフォームなどの「他社プラットフォーム」へUNIVERSEのデータ接続を開始いたしました。この取り組みによって、UNIVERSEのデータ利用範囲が拡大し、より多くの顧客のマーケティングニーズに応えることが可能になることで、さらなる収益の拡大が見込まれます。前連結会計年度まで「他社プラットフォーム」による収益は、コンサルティングサービスに属する「その他」領域の収益として開示しておりましたが、UNIVERSEのデータ接続が可能となったことで、当連結会計年度よりデータプロダクトサービスの収益として開示いたします。

これらの結果、データプロダクトサービスの売上高は10,702百万円（前年比15.8％増）、売上総利益は3,724百万円（前年比17.7％増）となりました。

【コンサルティングサービス】
コンサルティングサービスは、「メディア向けコンサルティングサービス」と、「海外コンサルティングサービス」の２つのサービスが属しております。
メディア向けコンサルティングサービスは、日本国内においてインターネットメディアの広告枠を預かり、様々な広告サービスを組み合わせることでメディア企業の広告収益を最大化するサービスを提供しております。特に当社が提供する「MicroAd COMPASS」においてはメディア企業に対する広告枠の企画提案や、提供する広告サービスの改善などによって事業を拡大しております。
海外コンサルティングサービスは、台湾を中心としたデジタルマーケティングのコンサルティングサービスを提供しております。昨今の訪日観光客の急速な増加に伴い、日系企業のインバウンドマーケティングや、日本国内企業の海外向けアウトバウンドマーケティングの需要が拡大いたしました。加えて、新規事業として前連結会計年度より、海外消費者向けに日本の人気VTuberなどのIP（知的財産）とメーカーの商品とのタイアップ企画から販売までを行う株式会社IPmixerを設立し、海外消費者向けの物販事業を開始したことで、前期比では売上・売上総利益ともに増加しております。
これらの結果、コンサルティングサービスの売上高は9,750百万円（前年比51.7％増）、売上総利益は2,465百万円（前年比49.8％増）となりました。

また、2026年９月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるMICROAD SINGAPORE PTE. LTD.を解散及び清算することを決議いたしました。同社への出資額は会計上全額減損済みであることから当連結会計年度において繰延税金資産112百万円を計上いたしました。これに伴う法人税等調整額（△は利益）△112百万円と、その他要因を合わせ当連結会計年度において、法人税等調整額△216百万円を計上いたしました。
加えて、当社の連結子会社であるPT Mahakarya Adi Indonesiaにおいて事業環境の変化等により買収時に想定していた収益が見込めなくなったため、当連結会計年度において「のれん」を全額減損し当該減少額280百万円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は20,452百万円（前年比30.5％増）、営業利益は1,114百万円（前年比81.7％増）、経常利益は1,003百万円（前年比88.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は760百万円（前年比289.9％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は246百万円で、その主なものはデータプロダクト領域のソフトウエア開発によるものであります。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、子会社株式の追加取得及び運転資金等の確保を目的として、金融機関から1,479百万円の資金調達を実施しました。

また、2026年8月4日、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行い、総額で2,200百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年12月、PT Mahakarya Adi Indonesiaの株式の36％を追加取得し、当社の連結子会社といたしました。

当社は、2026年1月、連結子会社であるMicroAd Taiwan, Ltd.の株式の30％を取得いたしました。これにより、当社の完全子会社であるMICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITEDの保有する株式とあわせて持分比率が100％となり、同社は、当社の完全子会社となりました。

当社は、2026年2月、微告（上海）広告有限公司の株式の81％を追加取得し、当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2023年９月期)	第 18 期 (2024年９月期)	第 19 期 (2025年９月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売　上　高 (千円)	12,868,467	13,712,977	15,670,556	20,452,401
経　常　利　益 (千円)	738,108	294,785	531,328	1,003,666
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	565,259	282,660	195,077	760,646
１株当たり当期純利益 (円)	20.87	10.27	7.10	27.87
総　資　産 (千円)	6,844,636	8,394,573	9,149,680	13,760,332
純　資　産 (千円)	3,729,929	3,897,365	3,897,029	3,590,774
１株当たり純資産 (円)	113.15	118.76	127.90	131.72

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、2023年10月１日付で普通株式１株につき3株の株式分割を行っております。そこで、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② **当社の財産及び損益の状況**

区　　分	第 17 期 (2023年９月期)	第 18 期 (2024年９月期)	第 19 期 (2025年９月期)	第 20 期 (当事業年度) (2026年９月期)
売　上　高（千円）	8,733,163	10,177,341	12,364,459	16,106,091
経　常　利　益（千円）	471,434	357,617	489,546	674,740
当　期　純　利　益（千円）	432,609	280,446	595,727	602,068
１株当たり当期純利益　（円）	15.97	10.19	21.70	22.06
総　資　産（千円）	4,035,077	5,414,452	6,763,529	10,927,109
純　資　産（千円）	1,343,880	1,553,563	2,229,534	2,330,784
１株当たり純資産　（円）	48.92	56.24	80.31	85.12

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、2023年10月１日付で普通株式１株につき3株の株式分割を行っております。そこで、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
MicroAd Taiwan, Ltd.	6百万台湾元	100% (70%)	台湾、その他東アジアでのデジタルマーケティングに関する課題解決を目的としたコンサルティングサービスの提供
株式会社UNCOVER TRUTH	10百万円	92.4%	企業によるデータ活用、DX等に関するコンサルティングサービスや自社プロダクトの提供

(注) 1．当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

2．議決権の所有割合の（）内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

① 自社サービスの継続的な強化

当社グループのデータプラットフォーム事業における各種サービスは、自社開発による当社グループでしか提供できない独自の価値創造に注力してまいりました。特に顧客企業の業界・業種に特化したサービス展開を重視しており、業界・業種に最適な消費行動データの拡充、業界・業種に特化したＡＩによるデータ分析モデルの構築、様々なデータ活用手段の開発など、顧客企業の業界・業種毎に最適なサービスを提供できるよう努めております。今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、消費行動に対する深い洞察と仮説設計を行い、ＡＩによる分析モデルの構築につなげ、最適なマーケティングソリューションを開発し続け、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

② 新サービス等の継続的な創出

当社グループのデータプラットフォーム事業においては、業界・業種に特化したサービス開発を推進していくことを事業戦略の中心に据えておりますが、より多くの顧客企業のマーケティングニーズに応え、事業を拡大していく上では、常に新しい業界・業種のサービス開発を行っていく必要があると考えております。また、人々の生活のデジタル化が促進され、インターネットがより身近になっていく環境において、時代に即した新しいデータの獲得手法の開発と、スマートフォンやＰＣに限らず、新しいデバイスを活用した情報伝達手法の開発も重要であると考えております。絶えず消費者の生活の変化、行動の変化を捉え、新しい事業・サービスの創出に努めてまいります。

③ プライバシー保護に配慮したデータの利活用

当社グループでは、データプロダクトサービスを中心に、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受け、独自の分析を行うことで様々なサービス提供を行っております。データの受領や利活用にあたっては、プライバシーに配慮した細心の注意を払って取り組む必要があると考えております。インターネット上のプライバシー保護にあたっては、継続的に様々な議論が行われており、その動向は将来にわたって変化していく状態にあります。当社グループとしては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく規制をはじめとして、諸外国の関連法制の動向把握を積極的に行っていくことで、その変化に迅速に対応してまいります。また、そのような規制に基づいた、社内のデータ利活用及び情報セキュリティに関する規律の強化、社員教育の徹底、プライバシー・バイ・デザインによるシステム設計を推進することで、プライバシー保護を前提としたサービス開発を推進してまいります。

④　アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による広告主企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社はこれらの問題を深刻に受け止めており、一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）のガイドラインに準拠し、第三者による検証プロセスを経て、JICDAQのアドフラウド認証及びブランドセーフティ認証を取得しております。当社グループでは、引き続き迅速かつ継続的に適切な対策を講じることで、安心安全なデジタルマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

⑤　人材の獲得及び育成による生産性の向上

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成、及び組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社グループの更なる企業価値向上や事業拡大を実現する上で、各種業務プロセスの効率化や、適切なリスク管理を行うために、業容の拡大に応じた内部管理体制の強化が必要であると考えております。継続的な採用活動による管理部門の組織力強化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントとしており、セグメントを構成する主要なサービスとして、データプロダクトサービスと、コンサルティングサービスの２つのサービスを展開しております。

(6) 主要な拠点（2026年９月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都渋谷区
支　　社	大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市） 福岡支社（福岡県福岡市）、仙台支社（宮城県仙台市） 広島支社（広島県広島市）、北海道支社（北海道札幌市） 京都支社（京都府京都市）

（注）2026年6月、京都支社を設立し営業を開始いたしました。

② 主要な子会社

MicroAd Taiwan, Ltd.	中華民国（台湾）台北市
株式会社 UNCOVER TRUTH	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2026年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
495（43.5）名	104名増

（注）１．当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりません。
２．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３．使用人数が前期末と比べて104名増加しておりますが、その主な理由は、PT Mahakarya Adi Indonesia及び微告（上海）広告有限公司を当社の連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259（12.8）名	13名増	32.5歳	6.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,871百万円
株式会社りそな銀行	980百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年９月30日現在）

①	発行可能株式総数	96,000,000株
②	発行済株式の総数	27,831,354株
③	株主数	9,331名

④　大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社サイバーエージェント	12,338千株	46.51%
株式会社SWAY	1,825千株	6.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	728千株	2.75%
時水大志	513千株	1.94%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	420千株	1.58%
渡辺健太郎	329千株	1.24%
山中剛史	267千株	1.01%
マイクロアド従業員持株会	241千株	0.91%
日本証券金融株式会社	219千株	0.83%
田中宏幸	177千株	0.67%

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）３名に対して51,456株、監査等委員である取締役３名に対して7,716株です。

⑥　その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	渡辺健太郎	経営全般
取締役 副社長執行役員	田中宏幸	データプロダクトサービス担当
取締役 副社長執行役員	榎原良樹	海外コンサルティングサービス、投資事業、子会社管理担当 株式会社IZULCA 代表取締役
取締役 （常勤監査等委員）	森光直代	株式会社学びエイド社外取締役
取締役 （監査等委員）	谷地舘望	
取締役 （監査等委員）	宮沢奈央	TFR法律事務所 株式会社エスプール社外取締役

（注）１．森光直代氏、谷地舘望氏及び宮沢奈央氏は、社外取締役であります。

２．森光直代氏は、複数の証券会社において、主としてIPO（株式公開）関連業務に従事した経験から、内部統制、コーポレートガバナンス及び財務等に関する相当程度の知見を有しております。

３．谷地舘望氏は、企業の経営管理部門での勤務経験、複数企業での監査役経験を通して、当社の属する業界に関する相当程度の知見並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．宮沢奈央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、社外取締役である森光直代氏、谷地舘望氏及び宮沢奈央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当社は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席等により監査の実効性を高めること、また、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員その他の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社役員など地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります（保険契約上、免責事由とされているケースを除きます）。

④　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その決定方針の概要は次のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本金銭報酬、基本株式報酬、業績連動報酬等で構成するものとし、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の役位に応じた個人別報酬レンジを設定した上で、当該レンジの範囲内で上記報酬等を支払う。基本金銭報酬及び基本株式報酬の具体的な金額は、当社の業績、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して決定する。

・基本金銭報酬について

取締役会にて定めた個人別報酬レンジの下限金額以上を基本金銭報酬として支払うものとし、月例で支給する。

・基本株式報酬について

企業価値への持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を毎年継続的に付与する。譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の金額は、基本金銭報酬の2割から5割程度とし、原則として毎年の定時株主総会開催後最初の取締役会において、具体的な金銭報酬債権の金額及び割当てる普通株式の数を決定する。

・業績連動報酬等について

各事業年度の連結営業利益に対する一定の割合を原資とし、取締役会にて支給が承認された場合にかぎり支払うことができる。具体的な支給額は、当該事業年度の期初公表予想営業利益の超過額に対して10%以内かつ報酬総額内の金額を、各人基本報酬年額を1とした時、最大1:1の比率の範囲内で、各取締役の担当事業の業績、確認の貢献度合い等を勘案し決定する。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

ロ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬は、取締役会において定めた役位に応じた個

人別報酬レンジの範囲内において、取締役会から委任された代表取締役社長執行役員の渡辺健太郎（担当：経営全般）が、各期の業績、各人の職責、在籍年数等を総合的に勘案の上決定しております。委任の理由は、当社全体の業績や各取締役（監査等委員を除く）の職責等を総合的に勘案しつつ、その評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会は、上記委任にあたり、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を踏まえ、取締役（監査等委員を除く）の役位に応じた個人別報酬金額の範囲を事前に決定しており、代表取締役はその範囲内で個人別の報酬等を決定していることから、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本金銭報酬	基本株式報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	140,998 (－)	96,000 (－)	29,998 (－)	15,000 (－)	3名 (0名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,498 (20,498)	18,000 (16,000)	4,498 (4,498)	－	4名 (3名)
合　　計 （うち社外役員）	163,497 (20,498)	114,000 (16,000)	34,497 (4,498)	15,000 (－)	7名 (3名)

（注）１．当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額について、2021年12月９日開催の第15回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議しております。第15回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち社外取締役１名）です。また、2023年12月20日開催の第17回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額200,000千円以内、株式数の上限を年137,000株以内と決議しております。第17回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名（社外取締役なし）です。

２．当社は、取締役（監査等委員）の報酬限度額について、2021年12月９日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。第15回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役２名）です。また、2023年12月20日開催の第17回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠として年額20,000千円以内、株式数の上限を年13,000株以内と決議しております。第17回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役２名）です。

３．業績連動報酬等に係る算定の基礎として選定した業績指標は営業利益であり、その実績は前記「１．企業集団の現況」に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、営業利益が業績と収益性の指標として一般的に認められており、業績向上へのインセンティブ付与を図るのに適した指標であると考えたからであります。

４．上記の報酬等の額及び員数には、2025年12月19日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の取締役（監査等委員）は3名であり、全員が社外取締役であります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）森光直代氏は、株式会社学びエイド社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）宮沢奈央氏は、弁護士としてTFR法律事務所を運営しているほか、株式会社エスプール社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 森　光　直　代	2025年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。また、就任以降に開催された監査等委員会11回の全てに出席いたしました。 主に、コーポレートガバナンス、内部統制及び財務に関する豊富な経験、知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。
取締役（監査等委員） 谷　地　舘　望	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 主に、財務、経理、内部統制に関する豊富な経験、知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。
取締役（監査等委員） 宮　沢　奈　央	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての企業法務に関する専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。

３．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用と育成のための費用や当社サービスの収益力強化・維持のための開発費用等に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。今後の剰余金の配当につきましては、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。また、機動的な資本政策の実施などを目的として、自己株式の取得も適宜検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に１回、毎年３月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

４．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**9,468,004**	**流動負債**	**6,703,258**
現金及び預金	5,741,995	支払手形及び買掛金	2,393,643
受取手形及び売掛金	2,886,481	短期借入金	2,780,000
有価証券	110,261	1年内返済予定の長期借入金	255,720
差入保証金	369,077	リース債務	18,671
商品	49,523	未払法人税等	158,174
短期貸付金	30,000	その他	1,097,048
その他	305,580	**固定負債**	**3,466,298**
貸倒引当金	△24,915	転換社債型新株予約権付社債	2,200,000
固定資産	**4,264,324**	長期借入金	1,001,170
有形固定資産	**516,982**	資産除去債務	79,476
建物及び構築物	206,077	繰延税金負債	185,651
工具、器具及び備品	297,138	**負債合計**	**10,169,557**
使用権資産	13,766	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**1,434,672**	**株主資本**	**3,286,531**
ソフトウエア	386,720	資本金	1,033,554
のれん	967,432	資本剰余金	973,817
その他	80,519	利益剰余金	1,943,717
投資その他の資産	**2,312,668**	自己株式	△664,557
投資有価証券	961,563	**その他の包括利益累計額**	**207,905**
繰延税金資産	919,668	為替換算調整勘定	222,805
その他	435,552	その他有価証券評価差額金	△14,899
貸倒引当金	△4,115	**新株予約権**	**72,552**
繰延資産	**28,002**	**非支配株主持分**	**23,785**
社債発行費	28,002	**純資産合計**	**3,590,774**
資産合計	**13,760,332**	**負債純資産合計**	**13,760,332**

連結損益計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,452,401**
売上原価		**14,262,663**
売上総利益		**6,189,737**
販売費及び一般管理費		**5,075,510**
営業利益		**1,114,227**
営業外収益		
受取利息	8,713	
受取配当金	8,271	
売買目的有価証券運用益	65,786	
その他	18,160	100,932
営業外費用		
支払利息	50,927	
持分法による投資損失	67,541	
先物取引運用損	1,311	
投資有価証券評価損	10,354	
為替差損	55,940	
その他	25,417	211,492
経常利益		**1,003,666**
特別利益		
段階取得に係る差益	41,955	
為替換算調整勘定取崩益	15,170	
負ののれん発生益	85,115	
その他	3,317	145,559
特別損失		
固定資産除却損	101,285	
減損損失	280,572	
その他	9,583	391,442
税金等調整前当期純利益		**757,783**
法人税、住民税及び事業税	203,963	
法人税等調整額	△216,259	△12,296
当期純利益		**770,079**
非支配株主に帰属する当期純利益		9,433
親会社株主に帰属する当期純利益		**760,646**

貸 借 対 照 表

(2026年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,335,551**	**流動負債**	**5,481,098**
現金及び預金	3,477,592	買掛金	1,678,486
売掛金	2,042,184	短期借入金	2,780,000
有価証券	110,261	１年内返済予定長期借入金	235,920
前払費用	117,519	未払金	168,818
短期貸付金	180,000	未払費用	5,257
未収入金	13,255	未払法人税等	84,816
差入保証金	369,077	前受金	18,451
その他	27,868	預り金	23,344
貸倒引当金	△2,208	その他	486,002
固定資産	**4,563,555**	**固定負債**	**3,115,226**
有形固定資産	**479,741**	転換社債型新株予約権付社債	2,200,000
建物	189,713	長期借入金	835,750
工具、器具及び備品	290,028	資産除去債務	79,476
無形固定資産	**444,631**	**負債合計**	**8,596,324**
ソフトウエア	370,189	**(純資産の部)**	
ソフトウエア仮勘定	74,441	**株主資本**	**2,273,132**
投資その他の資産	**3,639,182**	**資本金**	**1,033,554**
投資有価証券	830,799	**資本剰余金**	**706,339**
関係会社株式	1,834,089	資本準備金	490,601
長期貸付金	80,000	その他資本剰余金	215,737
敷金及び保証金	101,059	**利益剰余金**	**1,197,796**
繰延税金資産	740,737	**その他利益剰余金**	**1,197,796**
破産更生債権等	447,316	繰越利益剰余金	1,197,796
その他	3,388	**自己株式**	**△664,557**
貸倒引当金	△398,208	**評価・換算差額等**	**△14,899**
繰延資産	**28,002**	その他有価証券評価差額金	△14,899
社債発行費	28,002	**新株予約権**	**72,552**
		純資産合計	**2,330,784**
資産合計	**10,927,109**	**負債純資産合計**	**10,927,109**

損 益 計 算 書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		**16,106,091**
売上原価		**12,101,709**
売上総利益		**4,004,381**
販売費及び一般管理費		**3,175,323**
営業利益		**829,057**
営業外収益		
受取利息及び配当金	216,625	
経営指導料	39,067	
売買目的有価証券運用益	65,786	
その他	15,052	336,531
営業外費用		
支払利息	49,967	
貸倒引当金繰入額	391,665	
社債発行費償却	1,647	
為替差損	26,377	
投資有価証券評価損	10,354	
その他	10,835	490,848
経常利益		**674,740**
特別損失		
固定資産除却損	101,285	
子会社株式評価損	87,607	188,893
税引前当期純利益		**485,847**
法人税、住民税及び事業税	110,479	
法人税等調整額	△226,701	△116,221
当期純利益		**602,068**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社マイクロアド
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　広瀬　勉
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大竹貴也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社マイクロアド
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　広　瀬　　勉
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　竹　貴　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2025年10月1日から2026年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針と計画に基づき、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月18日

株式会社マイクロアド 監査等委員会

常勤監査等委員 森 光 直 代 印

監査等委員 谷 地 舘 望 印

監査等委員 宮 沢 奈 央 印

(注) 監査等委員森光直代、谷地舘望及び宮沢奈央は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会からの特段の指摘事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	渡辺　健太郎（わたなべ　けんたろう） （1974年１月16日）	1997年４月　株式会社大塚商会入社 1999年３月　株式会社サイバーエージェント入社 1999年７月　同社大阪支社支社長 2003年10月　同社ブログクリック事業責任者 2005年10月　同社アメーバ事業本部本部長 2006年12月　同社取締役就任 2007年7月　当社設立　代表取締役就任 2022年10月　当社代表取締役社長執行役員就任（現任）	329,037株
	【取締役候補者とした理由】 当社設立以来、代表取締役として当社グループの経営全般を主導し、当社グループの事業拡大に尽力してまいりました。同氏の豊富な経験と実績は、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	榎原　良樹（えのはら　よしき） （1974年７月13日）	1997年４月　株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年１月　株式会社サイバーエージェント入社 2011年６月　当社入社 2018年12月　当社取締役就任 2022年10月　当社取締役副社長執行役員就任（現任） 2024年10月　株式会社マイクロアドベンチャーズ代表取締役就任（現任） 2025年5月　株式会社IZULCA代表取締役就任（現任）	68,637株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社後、海外子会社の現地責任者を務め、日本に帰国した後はコーポレート部門、海外事業、投資事業などの業務に携わり、当社の事業拡大、グループ管理に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、当社グループの経営の監督と企業価値向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	田中（たなか）　宏幸（ひろゆき） （1978年８月４日）	2002年４月　ＴＩＳ株式会社入社 2004年８月　株式会社サイバーエージェント入社 2005年９月　同社ブログクリック事業部マネージャー 2007年７月　当社設立　取締役就任 2012年12月　当社常務取締役就任 2022年10月　当社取締役副社長執行役員就任 2026年10月　当社取締役専務執行役員就任（現任）	177,837株
	【取締役候補者とした理由】 代表取締役の渡辺とともに、当社設立以来取締役として当社グループのデータプラットフォーム事業の全般に関与し、その拡大に尽力してまいりました。当社が今後の成長軸として推進する「AIファクトリー構想」実現のために、これまでに培った豊富な経験とデータ及び先端AIテクノロジーに関する高度な技術的知見を発揮し、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者の「所有する当社の株式数」は、2026年９月30日現在のものであります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況（２)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　モ

メ　　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂1-12-2
渋谷エクセルホテル東急（渋谷マークシティ内）6階　プラネッツルーム
電話　03（5457）0109

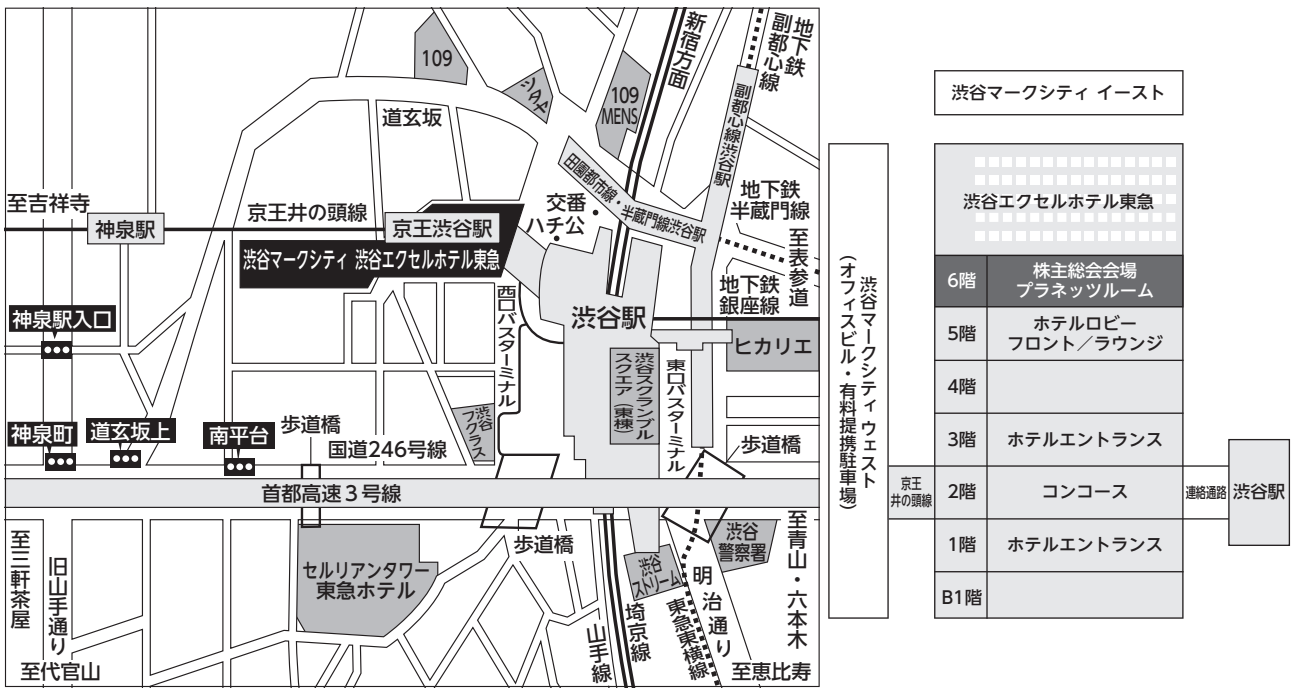

交通　京王井の頭線

渋谷駅　2階の中央口から3階へ上がり、エクセルホテル専用エレベーターをご利用の上、6階の会場へお越しください。

JR／山手線、埼京線、湘南新宿ライン
東急／東横線、田園都市線
東京メトロ／銀座線、半蔵門線、副都心線

各渋谷駅より、京王井の頭線　渋谷駅方面にお越しください。

（お車でのご来場はご遠慮ください）